

デイサービスセンター にこトピア角田  
居宅介護支援事業所  
重要事項説明書

社会福祉法人 みやぎ会

# 重要事項説明書

## 1、担当介護支援専門員

---

## 2、事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

当事業所は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本とし、利用者が要介護状態にあっても可能な限りその居宅においてその人らしさを大切に、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づく適切な介護保険サービスを効率的かつ公正中立に提供されるよう居宅介護支援を行います。

## 3、事業所概要

(1) 事業所名 : デイサービスセンター にこトピア角田

(2) 所在地 : 角田市角田字牛館53番地2

(3) 介護保険事業者番号 : 0470800343

## 4、職員の職種、人員、及び職務内容

(1) 管理者 1名

管理業務

(2) 介護支援専門員 1名以上

相談業務

## 5、営業日及び営業時間

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日まで

(2) 営業時間 : 8:30~17:30

(3) 勤務時間 : 8:30~17:30

(4) 休業日 : 土・日曜日、年末年始(12月30日から1月3日まで)



・大河原町健康福祉課	介護保険係	0224-53-2115
・山元町保健福祉課	介護班	0223-37-1113

#### (4) 苦情解決の方法

##### ○苦情の受付

苦情は、面接・TEL・書面などにより苦情受付担当者が随時受けつけます。なお、第三者医院に直接苦情を申し出る事もできます。

##### ○苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

##### ○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

#### 9、事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

#### 10、守秘義務

介護支援専門員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

以 上

令和 6年 4月 1日

居宅介護支援事業所 にこトピア角田

利用料金表について

(1) 居宅介護支援

単位：円/月

ア.基本単位	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ） <取扱件数が 45 件未満>	10,860	14,110
居宅介護支援費（Ⅱ） <取扱件数が 45 件以上 60 件未満>	5,440	7,040
居宅介護支援費（Ⅲ） <取扱件数が 60 件以上>	3,260	4,220

\*記載の料金は利用者様が直接事業所に支払うものではありません。  
今後も制度改正に伴い料金の変更がございますのでご了承ください。

本契約書及び重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 デイサービスセンターにこトピア角田 居宅

氏名 \_\_\_\_\_ 印

本契約書及び重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理署名者 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )